

随意契約の状況		担当課：政策推進課		
		契約日：令和6年4月12日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
総合行政システム 端末機器更新	総合行政システム端末 機器更新	令和6年4月12日 ～ 令和6年4月30日	株式会社エスイー シー 代表取締役社長 柳原 清司 函館市末広町 22-1	8,965,000 (8,150,000) <予定価格> 9,856,000 (税込)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>総合行政システムを利用するために運用している端末機器は、平成30年度に整備したもので現在5年目の運用を行っている。当該機器には5年間の保証を付帯しているところあるが、期間満了となることから更新が必要となった。また、使用頻度が高いプリンタについても消耗が著しく、保守による維持管理が困難な状況となっている。</p> <p>総合行政システムは、株式会社エスイーシーとの契約に基づいて、クラウドサービスとして利用しているものである。本事業により更新を予定している端末機器一式は、そのサービスの提供を受ける際に必要となるものであるが、機器を調達するだけでは意味をなさず、ネットワーク設定やセキュリティ対策ソフト等の再導入、認証サーバとの疎通確認などの付帯業務を実施することで利用が可能となるものである。</p> <p>このことから、当該業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがあるため、競争入札に付する性質のものではないと判断し、八雲町随意契約ガイドライン第2-2（政令第2号該当）の規定により随意契約とするものである。</p>				
<p>根拠法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第234条第2項 ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・八雲町財務規則第140条、第140条の2、第141条 				